

## 「平成 21 年度 予算編成の基本方針」を考える。

橋 本 武

(前財団法人日本開発構想研究所 研究主幹)

### ●「予算編成の基本方針」とは

去る 12 月 3 日に「平成 21 年度予算方針の基本方針」が閣議決定された。

「予算編成の基本方針」とは、年末に行われる予算編成や税制改正案に方向性を与えるもので、政府が作成し、例年 12 月上旬に閣議決定される。

基本方針の閣議決定から年末の予算編成までが 2、3 週間しかないことを考えれば、常識的に考えても、基本方針が予算編成過程を実質的にどれだけリードしているかはなほ疑問であろう。



21 年度予算編成の基本方針を審議する 12 月 3 日の経済財政諮問会議

### ●21 年度基本方針の作成過程

さて、今年の基本方針である「平成 21 年度予算編成の基本方針」は、以下のような経緯をたどって 12 月 3 日に閣議決定された。

11 月 20 日(木)

経済財政諮問会議で基本方針(事項案)

を審議

11 月 28 日(金)

経済財政諮問会議で基本方針(案)を審議

12 月 1 日(月)

自民党政調全体会議で審議(1 回目)

公明党政調全体会議で審議(1 回目)

12 月 2 日(火)

自民党政務調査会で審議(2 回目)

12 月 3 日(水)

自民党政務調査会で審議(3 回目)

公明党政調全体会議で審議(2 回目)

経済財政諮問会議で審議

閣議決定

(主要なものに限った。)

### ●路線選択をめぐる対立

様々なメディア報道によれば、3 回行われた自民党政調全体会議の審議はおおもにもめたようである。その結果か例年であれば 2 回ですむ会議が 3 回開催されることになった。

そこでの論点は、一言で言えば、公共事業の前年度比 3%削減と、社会保障費の伸びの 2200 億円抑制などのシーリング(概算要求基準)を 21 年度予算においても継続するのか、それとも 100 年に 1 度とも言われる経済状況を踏まえて一時凍結するのかということであった。

最終的には、原案にあったシーリングの「堅持」が「維持」に弱められ、また、「状況に応じて果敢な対応を機動的かつ弾力的に行う」との文言が追加された。この結果、財政規律的色彩の強かった原案は、財政出動的色彩が強いものとなったと言えよう。

### ●十分に機能した今年の基本方針

冒頭、基本方針が予算編成過程を実質的にどれだけリードしているかははなはだ疑問であると書いたが、それは基本方針の作成が無意味であるということでは決してない。

今年度の作成過程に即して言えば、経済財政運営に関する路線選択が、自民党政調全体会議という半ば公開の場で議論されたことの意義は大きい。

今回の自民党の会議は非公開で行われたが、議論の主要部分はマスコミを通じて報道された。また、政調全体会議への参加者は自民党の国会議員だけに限られているものの、同時並行的に行われている税制調査会に比べてずっと閉鎖性が少ない。

逆に、もしこの時期に基本方針の作成が行われていなかったら、おそらく、社会保障、道路財源などの個別課題の調整だけが進み、経済財政運営全体の大方針をめぐる議論、多くの議員を巻き込んだ大議論は起こらなかったのではないだろうか。

そう考えれば、少なくとも今年の基本方針については、こうした大議論を誘発する場として十分に機能したものと言えるだろう。

ただし、決してこれで十分であるということではない。議論への参加者は極めて限定されており、国民は傍観するだけであっ

た。路線の選択理由もはなはだ曖昧である。そうした不十分さは重々理解した上で、それでも今年の基本方針は十分に役割を果たしたと言いたい。

### ●基本方針の新たな役割

こうした役割は、基本方針の役割として本来想定していたものとは異なるのかも知れない。

しかし、目を計画の世界に転じれば、計画の役割の比重が、どのような内容の計画を作るのかということから、計画の策定過程でどのような人々が参加し、どのような議論がなされるのかということに移行している。

それを考えれば、予算編成の基本方針の役割も今後はこうした方向を重視するように転換していくことが望まれるだろうし、そこに真に意味のある新たな役割が生まれてくることだろう。

本論は筆者の個人的見解です。